

公益法人の会計に関する研究会は、2月に公表した「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について(最終報告書素案)」に関する御意見等を募集しました。今月は、お寄せいただいた御意見を紹介します。詳しくは「公益法人information」を御覧ください。(関連記事2ページ)

また、2回目となりました法人訪問では、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との対話の様子を紹介します。(関連記事4ページ)



公益法人の活動紹介

42

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について(最終報告書素案)」に関する御意見について
- P.3 テーマ別セミナー
「公益法人の監査」
- P.4 「法人との対話」法人訪問(第2回)
公益財団法人
日本フィルハーモニー交響楽団
- P.5 公益法人の活動紹介
「公益財団法人
海外子女教育振興財団」
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL: http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

公益財団法人 海外子女教育振興財団

海外子女(海外に勤務する邦人の子女)及び帰国子女(海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女)の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もって我が国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする法人です。

3月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	773	104	1,046
	財 団	1,575	301	944
都道府県	社 団	3,327	98	5,354
	財 団	3,673	396	3,180
合 計		9,348	899	10,524

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年3月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」に関する御意見について

公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について、公益法人の会計に関する研究会の最終報告書素案の取りまとめを行い、平成27年2月6日の第306回公益認定等委員会に報告の後、2月12日から3月12日までの間、意見等を受け付けました。御意見は、延べ96件（14関連団体及び10個人、4都道府県）でありました。

御意見の主な内容及び御意見に対する本研究会の考えは、以下のとおりになります。（詳細は追って、「公益法人information」で公表します）。

◆法人会計区分の義務付けの緩和



報告書では、「公益目的事業のみを実施する法人については法人会計区分の作成を省略できること」（12頁12行）とされた。法人会計区分を省略する、しないは法人の選択が前提となっていると理解でき、この措置の導入に当たっては運用の詳細についてさらに検討を願う。



⇒FAQ等で対応させていただきます。

◆財務三基準の解釈・適用（収支相償の剰余金解消の1年延長）

法人からは1年延長ではなく複数年度で解消できるようにしてほしい という要望が根強くあります。今後も継続検討されるのでしょうか。



原則は従来どおり翌事業年度で解消することとなりますが、**特別の事情や合理的な理由がある場合には、計画期間を1年延長**できることとなります。なお、来年度も研究会を開催する予定です。



◆その他公表等について

①

検討結果はいつ公表になりますか。

最終報告書及びFAQとして、委員会の承認後（3月末）を公表予定としています。

②

法人へどのように周知されますか。

「公益法人information」等でのアナウンスを予定しています。

③

検討結果はFAQに追加されますか。

FAQにより公表する予定です。



このほかにも意見等をいただいております。3月26日の委員会にて承認された最終報告書に御意見を反映し、公表しておりますので、「公益法人information」も御参照ください。



掲載URL：<https://www.koeki-info.go.jp/>

内閣府では、公益法人等を対象として、公益認定申請や法人運営に係る個別のテーマに応じた「テーマ別セミナー」を実施しています。

第9回テーマ別セミナー

「公益法人の監査」を開催しました

《平成27年2月25日(水)》



日本学術会議でのセミナーの様子



第9回は、「公益法人の監査」と題し、主として監事の方々を対象とするセミナーを開催し、約180法人から約230名の方々に御参加をいただきました。

セミナーでは、公益認定等委員会の下にある公益法人の会計に関する研究会の上倉要介参与から、監事の法令上の権限・義務について確認した上で、監査報告書の具体的な記載事項や、会計監査における各財産、計算書類の確認事項について解説しました。

監事の監査報告



理事の職務の執行に関する監査

＜監査報告の内容※＞（法人法施行規則第36条及び第45条を参照）

- ・監事の監査の方法及びその内容
- ・監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- ・監査報告を作成した日
（計算関係書類：貸借対照表及び損益計算書並びにその附属明細書）
- ・計算関係書類が当該法人の財産等の状況をすべて適正に表示しているかの意見
- ・追記事項（正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発・後発事象）
（事業報告及びその附属明細書）
- ・事業報告等が法令又は定款に従い、当該法人の状況を正しく示しているかの意見
- ・理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
- ・施行規則第34条第2項第2号に掲げる事項（体制の整備に関する決定又は決議）がある場合において、当該事項の内容が相当でない場合は、その旨及び理由

※ 会計監査人非設置法人の場合



監事による会計監査のポイント（例）

- 資産の実在性 → 現金残高や預金残高と帳簿残高の照会
金庫における現金、通帳等の保管状況
- 資産評価の妥当性 → 未収金の回収可能性（業務フロー把握）
評価基準（原価法・償却原価法・時価評価）の把握
- 負債計上の網羅性 → 未払金の計上漏れや滞留状況の把握
- 見積項目の妥当性 → 各種引当金の計算基礎との照合状況の把握
- 正味財産の区分 → 一般・指定の計上区分の妥当性や指定解除の確認



また、上記と併せて、平成27年2月12日に、上記の「公益法人の会計に関する研究会の検討状況（最終報告書素案）」が公表されたことを受けて、事務局の担当者から、会計処理上の運用を弾力化する項目や財務基準の解釈等について、報告書の概要を説明しました。



「法人との対話」 法人訪問 (第2回)



平成27年3月10日(火)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理、恵委員及び小森委員が「公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団」(以下「日本フィル」といいます。)を訪問し、平井理事長、徳田常務理事、後藤業務執行理事らと法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。



日本フィルハーモニー交響楽団
平井理事長の御挨拶

平井理事長から、日本フィルの活動は、「オーケストラ・コンサート」のみならず、次世代を担う子ども達にオーケストラを身近に感じてもらう「エデュケーション・プログラム」、音楽を通してコミュニティの活性化と地域文化の発展に寄与することを目的とした「リージョナル・アクティビティ」の三本柱であり、さらにプラス1として、人々から託された支援の心を音楽に代えて被災地に届ける被災地支援活動を実施されていることを御紹介いただきました。



公益認定等委員会
山下委員長の挨拶



エデュケーション・プログラム



活動の三本柱



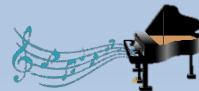
リージョナル・アクティビティ

また、財政基盤の確立に向けて、債務超過解消のために、旧来の楽団員を中心とした運営から、楽団員と協力しながら理事会を中心とした経営に転換し、経営目標を定め、計数に基づく経営を徹底されたこと、公益認定を受けるために三カ年計画を立てて黒字化を達成したことなどの苦労話を伺いました。



意見交換の様子

日本フィルと委員との意見交換では、エデュケーション・プログラムやリージョナル・アクティビティの核心は、音楽を通して人々のコミュニケーションを活性化させることであり、創造体験型プログラムに対するニーズも高まっていることから、その取組みを一層強化していくこと、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて長く続けられる事業を実施したいと考えていることを伺いました。



また、今後のビジョンとして、「音楽過疎地」ともいえる地域が日本にはまだ津々浦々に残っており、それらの地域に音楽を届けていくこと、アジアとの音楽を通じた文化交流を進めていくことといったお考えを御紹介いただきました。



●意見交換の詳細は、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください。

掲載URL: https://www.koekiinfo.go.jp/pictis_portal/other/pdf/wwwjapan_houmon.pdf



次回は、4月10日(金)に(公財)全日本柔道連盟を訪問する予定です。



公益財団法人 海外子女教育振興財団

法人公式ホームページ <http://www.joes.or.jp/>



公益法人
の
活動紹介

海外子女教育振興財団は、海外子女・帰国子女教育の振興を図るため、海外で経済活動を展開している企業・団体及び政府によって1971年に設立され、2011年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

企業活動のグローバル化により、海外在留邦人数が右肩上がり増大(1971年:8万人強→2013年:84万人)したのに伴い、世界各地へ帯同される子女(いわゆる海外子女)も7万6千人(小・中学生)に上っています。当財団は、在外教育施設(日本人学校・補習授業校等)への財政上・教育上の援助や、赴任者・帰任者のための教育相談・情報提供等をはじめ、政府の行う諸施策及び維持会員の要望に相呼応して、幅広い事業を展開・実施しています。

■活動内容

◆ 在外教育施設の支援

●安全対策援助

- 日本人学校・補習授業校の在籍児童生徒の安全確保を目的とした対策を実施する際の資金を援助。



安全対策援助事業で設置された
ガードマンボックス(トバイ日本人学校)

●運営支援

- 教職員の採用支援や教育活動等援助などを実施。
- 政府派遣教員等専用の医療補償制度を提供。
- 海外学校の傷害保険・賠償責任保険・ボランティアサポート保険を斡旋。



●教材整備(文部科学省補助事業)

- 在外教育施設に対し、国内の小・中学校の整備基準に準じて、補助金により教材・教具を手配し送付。

●教材等斡旋

- 海外の学校からの依頼に応じて、日本の教材を手配し送付。

●在外教育施設事務長会議

●寄附金募集

寄附金募集事業により
新築された校舎(ニューデリー日本人学校)



◆ 駐在員家族の支援

●教育相談・教育情報提供

- 海外子女・帰国子女教育専門の教育相談員が個別相談に対応。
- 海外の教育事情、滞在中の学習の留意点、帰国子女受入校等に関する情報・アドバイスの提供や、渡航前子女教育セミナーの開催。

●教科書配付(文部科学省依頼事業)

- これから渡航する義務教育年齢のお子さんに日本の教科書を配付。

●渡航前教室

- 渡航前の不安を解消し、現地での学習・生活をより充実させるための情報や体験学習の場を提供する教室(現地校入学のための親子教室／渡航前配偶者講座／渡航前子ども英語教室)を実施。

●通信教育(小・中コースは文部科学省補助事業)

- 海外子女専用に学習教材を精選した各種コース(幼児コース／小・中コース／小論文コース)を提供。

●帰国子女のための外国語保持教室

- 海外生活で身につけた語学力を保持するための英語／フランス語のクラスを開講。受講生は約1,500名。

●海外子女文芸作品コンクール

- 海外子女対象のコンクール(作文／詩／短歌／俳句の4部門)を開催。毎年、応募総数は約4万点。

●刊行物

- 出国前から帰国後までのお子さんの教育に役立つ出版物を刊行。

◆ 海外進出企業・団体の支援

●維持会員専用サイト・資料配付

●講座・セミナー

●講師派遣

海外人事担当者セミナー



◆ 帰国子女受入校の支援

●学校説明会・相談会

- 帰国後の編入学をスムーズに進められるよう、帰国子女教育に熱心な学校による説明会・相談会を国内外で開催。

●受入体制支援・資料配付

●協議会

個別相談会



通信教育教材(一例)



刊行物



外国語保持教室



東京本部
窓口



通信教育
マスコット「チュー太」



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会（現在検討中）

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています。（1法人につき1時間程度）

平成27年度の開催について詳細が定まりましたら、随時「公益法人information」に掲載してまいります。

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

（検討中）

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■平成27年度の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、81法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話：03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp